

工事名「旧光市立光総合病院解体工事」 一般競争入札質問票で送付された質問について下記のとおり回答します。

質問	回答
<p>① 本案件は、設計図書より施工条件を読み取り、施工時に発生するリスクを最大限見込んだ見積を提出すると考え、施工時の設計変更は無しと考えて宜しいでしょうか。</p> <p>② 施工の際に設計図書に記載のない項目（9月8日回答 汚染土壌置換は除く）が発生した場合でも、施工者の責務として施工を行い、設計変更の対象とならないと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>基本はそのとおりですが、ただし下記に該当する事案が発生した場合は、受注者の意見を聴取し、設計変更の可否を決定します。</p> <p>(予定する工事請負契約書より抜粋)</p> <p>第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。</p> <p>(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。</p> <p>(3) 設計図書の表示が明確でないこと。</p> <p>(4) 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。</p> <p>(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。</p>